

スパ西浦モーターパーク フリー走行・レンタルカート利用約款

スパ西浦モーターパーク施設設置・管理者
伊藤レーシングサービス株式会社

第1条 規約の遵守

スパ西浦モーターパーク（以下「本施設」と言う。）でのフリー走行およびレンタルカート走行に関し、本施設の利用者（以下「利用者」と言う。）は本約款を遵守しなければならない。

第2条 利用時間ならびに利用料金

本施設の利用時間ならびに利用料金は以下の通りとする。

	フリー走行（50分）			レンタルカート （15分）	
	4輪	2輪	カート	MT付き	MTなし
平日	5,000円 (5,500円)	4,000円	4,000円	12,000円	5,000円
土	6,000円 (6,500円)	4,000円	4,000円	14,000円	6,000円
日・祝	7,000円 (7,500円)	5,000円	5,000円	16,000円	7,000円

（ ）内はドリフト時の料金

第3条 本施設利用上の遵守事項

- 1 利用者は本施設を利用するにあたり、以下の事項を遵守しなければならない。
 - ①ナンバー付き車両は96デシベル以下、レース仕様車又はナンバーなし車両は110デシベル以下で走行すること。
 - ②ヘルメット（ジェット型又はフルフェイス型）を着用すること。
 - ③レーシンググローブ（指の出ないもの）を着用すること。

- ④ 4 輪車での走行にあたっては、レーシングスーツ又は長袖・長ズボンおよびレーシングシューズ又は運転に適した靴を着用すること。
 - ⑤ 2 輪車での走行にあたっては、革製のレーシングスーツ又は革製の長袖、長ズボンおよび革製長靴を着用すること。
 - ⑥ ロールバーは溶接又はボルト締めされており、以下の条件を満たした者であること。
 - i) J A F J 項に準じたものであること。
 - ii) オープンカーにおいては、4 点以上装着してあること。
 - ⑦ オープンカーにおいては 4 点式以上、それ以外の 4 輪車においては 3 点式以上のシートベルトを着用すること。
 - ⑧ 施設管理者の指示、指導を遵守すること。
- 2 利用者が前項各号を遵守しないときは、施設管理者は利用者の本施設の利用を禁止することができる。

第 4 条 利用の中断、中止

- 1 本施設の利用中に事故またはコーストラブルの発生、車両の回収の必要、天候の悪化その他施設管理者が安全管理上必要と判断した場合には、施設管理者は本施設の利用を一時中断または中止することができる。
- 2 前項において本施設の利用を一時中断した場合については、施設管理者は最長 10 分間に限り本施設の利用時間を延長することができる。
- 3 施設管理者が第 1 項に基づいて本施設の利用の中断・中止をした場合において、延長時間を含め、走行時間が 25 分以上となった場合については利用料の払い戻しはせず、走行時間が延長時間を含めて 25 分に満たない場合には以下の金額を払い戻す。
 - ① ウォームアップ走行のみで利用が中止された場合は料金全額。
 - ② 延長時間を含め、走行時間が 25 分未満（30 分走行枠は 15 分未満、レンタルカートは 7 分未満）のときは料金の半額。

第 5 条 施設破損の責任

利用者が本施設の設定や備品を破損した場合には、施設管理者に対し、当該修理に要する費用または備品調達に必要な費用を賠償する。

第6条 損害賠償の免責

本施設内において利用者が被った損害については、コース内外の別、レース中、レース外の別、物損、人損の別を問わず、施設管理者・設置者ならびにこれらの従業員は一切の賠償責任を負わない。

第7条 個人情報の取得・第三者提供ならびに報道に関する権利

- 1 施設管理者は安全管理上の目的ならびに広告宣伝目的で利用者ならびに利用車両を撮影し、走行状態を記録することができる。
- 2 利用者は前項の音声、写真、映像を施設管理者が外部のメディア等第三者に提供することを同意する。
- 3 本施設内における音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版、電子メディアに関する権利は全て施設管理者に帰属し、利用者が本施設の取材、写真撮影をする場合には、施設管理者の承諾を得るものとする。

第8条 専属管轄

本約款に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。